

Ⅲ. 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、予想される状況、対策の目標、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、国は政府行動計画に基づき「基本的対処方針」を作成することとなっており、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

対策の実施や縮小・中止時期の判断の方法については、国が示すガイドライン等を参考にして決定することとする。

未発生期
予想される状況
<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ・海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
対策の目標
1) 発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方
<ol style="list-style-type: none"> 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、国、市町村、医療機関等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、県民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

(1) 実施体制

(1)-1 県行動計画等の作成

県、市町村、指定（地方）公共機関は、特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画又は業務計画（新型インフルエンザ等対策の内容及び実施方法、実施体制、実施に関する関係機関との連携等を定めたもの。）の策定を行い、必要に応じて見直していく。³⁰

(1)-2 組織体制

① 県は、県における取組体制を整備・強化するために、幹事会を開催するなどして、県行動計画に基づく具体的な取組について必要な対策や措置を講ずる。

³⁰ 各発生段階の（1）実施体制において、括弧書きの担当部局名の記載が無い箇所については、県全体として担当する部分である。

- ② 県は、必要に応じ有識者会議を開催し、対策等について意見を聴取する。
- ③ 県は、各地域に現地対策本部連絡調整会議を設置し、地域での取組を確認し、必要な対策や措置を講ずる。
(各行政県税事務所)
- ④ 県は、保健福祉事務所（保健所）を中心として、地域医師会、地域薬剤師会、地域の中核的医療機関を含む医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる地域対策会議等を設置するなど、地域の関係者と密接に連携をとりながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。
(各保健福祉事務所)

(1)-3 体制の整備と市町村等との連携

- ① 県は、対策本部会議、幹事会を通じて、各部署の役割を確認し、各部署間の連携を確立する。
(各部署)
- ② 県は、机上訓練等により、対策本部及び現地対策本部の情報発信、整理の訓練をする。
- ③ 県、市町村、指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。
- ④ 県は、市町村における市町村行動計画、指定地方公共機関における業務計画等の作成を支援する。

(2) サーベイランス・情報収集

(2)-1 情報収集

県は、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。
(健康福祉部)

- 情報収集源
 - ✓ 国
 - ✓ 国立感染症研究所
 - ✓ 地方自治体
 - ✓ 医療関係団体、医療機関

(2)-2 通常のサーベイランス

- ① 都道府県等は、人で毎年冬季に流行する季節性インフルエンザについて、指定届出機関（約100の医療機関）において患者発生の動向を調査し、地域的な流行状

況について把握する。また、指定届出機関の中の約8の医療機関において、ウイルス株の性状（亜型や薬剤耐性等）を調査し、流行しているウイルスの性状について把握する。

（健康福祉部）

- ② 都道府県等は、インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。

（健康福祉部）

- ③ 都道府県等は、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。

（健康福祉部、教育委員会、総務部）

- ④ 県は、国からの依頼により、インフルエンザウイルスに対する抗体の保有状況の調査を行う。

（健康福祉部）

- ⑤ 県は、鳥類・豚が保有するインフルエンザウイルスのサーベイランスを実施する。

（健康福祉部、農政部、環境森林部）

(2)-3 調査研究

- ① 県は、新型インフルエンザ等の国内発生時に、迅速かつ適切に積極的疫学調査を実施できるよう、職員の研修や、国・市町村との連携体制整備を図る。

（健康福祉部）

- ② 県は、季節性インフルエンザ及び新型インフルエンザに関する疫学、臨床、基礎研究等に関する科学的知見の集積を図る。

（健康福祉部）

(3) 情報提供・共有

(3)-1 継続的な情報提供

- ① 県は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。

（総務部、健康福祉部）

- ② 県は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・口腔ケア等、季節性インフルエンザに対しても個人レベルの感染対策の普及を図る。

（健康福祉部）

- ③ 県は、県ホームページ等に新型インフルエンザに関するウェブサイトを設置する。
また、緊急情報を発信できるようにする。
(総務部、健康福祉部)

(3)-2 体制整備等

県は、コミュニケーションの体制整備等の事前準備として以下を行う。
(総務部、健康福祉部)

- ・ 『情報提供・共有マニュアル（リスクコミュニケーション）』を作成する。
- ・ 新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた県民への情報提供の内容（対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報の保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体を明確にすること）や、媒体（テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とするが、情報の受取手に応じ、ソーシャルネットワーク（SNS）を含めた利用可能な複数の媒体・機関を活用する）等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。
- ・ 一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築する。（広報担当者を中心としたチームを設置し、適時適切な情報共有方法の検討等）
- ・ 常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供にかす体制を構築する。
- ・ 国、市町村や関係機関等とメールや電話を活用して、さらに可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を構築する。さらにインターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有のあり方を検討する。

(3)-3 コールセンターの設置準備

- ① 県は、新型インフルエンザ等発生時に、県民からの相談に応じるため、県のコールセンター（新型インフルエンザ等電話相談）を設置する準備を進めるとともに、市町村に対し、コールセンター等を設置する準備を進めるよう要請する。
(健康福祉部)
- ② 県は、県のコールセンター（新型インフルエンザ等電話相談）の業務が円滑に実施できるよう外部委託等の検討を進める。
(健康福祉部)

(3)-4 医療機関相談窓口の設置準備

県は、医師会等と連携し、県に医療機関からの相談に対応する窓口を設置することについて検討を行う。

(健康福祉部)

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 対策実施のための準備

(4)-1-1 個人における対策の普及

- ① 国、県、市町村、学校、事業者は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・口腔ケア、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの発症が疑わしい場合には、帰国者・接触者電話相談センターに連絡し、指示を受け、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。

(健康福祉部、各部局)

- ② 県は、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出の自粛要請の感染対策についての理解促進を図る。

(健康福祉部、各部局)

(4)-1-2 地域対策・職場対策の周知

都道府県等は、新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を行う。

また、県は、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。

(健康福祉部)

(4)-2 予防接種

(4)-2-1 ワクチンの供給体制

県は、国の要請に基づき、県内において、ワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。

(健康福祉部)

(4)-2-2 登録事業者（特定接種対象者）の登録

- ① 県及び市町村は、登録事業者（特定接種対象者）の登録について事業者への周知について、国に協力する。

(各部局)

- ② 県及び市町村は、事業者の登録申請の受け付け等について、国に協力する。

(各部局)

(4)-2-3 接種体制の構築

(特定接種)

登録事業者、県及び市町村は、国の要請に基づき、また、国の「予防接種に関するガイドライン」や「登録実施要領」に則り、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制の構築を図る。

(健康福祉部)

(住民接種)

① 市町村は、国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、当該市町村の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図る。

(健康福祉部)

② 市町村は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努める必要がある。そのため、国及び県は、技術的な支援を行う。

(健康福祉部)

③ 市町村は、速やかに接種することができるよう、地域医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について、国の示す接種体制の具体的なモデルに基づき準備を進めるよう努める必要がある。

(健康福祉部)

(4)-2-4 情報提供

県は、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報提供を市町村と共に行い、県民の理解促進を図る。

(健康福祉部)

(5) 医療

(5)-1 医療体制の整備

① 県は、県医師会、県薬剤師会及び中核的医療機関等の関係者からなる会議を設置し、医療体制における具体的な対策について、あらかじめ県域全体の対応方針を検討する。

(健康福祉部)

② 都道府県等は、保健福祉事務所（保健所）を中心として、地域医師会、地域薬剤師会、指定（地方）公共機関を含む地域の中核的医療機関（独立行政法人国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等）や医療機関、薬局、市町村、警察、消防

等の関係者からなる地域対策会議等を設置するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。

（「（１）－２組織体制」に記載済み「再掲」）

（各保健福祉事務所）

- ③ 都道府県等は、帰国者・接触者電話相談センター及び帰国者・接触者外来の設置の準備や、感染症指定医療機関等での入院患者の受入準備を進めるよう要請する。また、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を進めるよう要請する。

（健康福祉部）

(5)-2 県内感染期に備えた医療の確保

都道府県等は、以下の点に留意して、県内感染期に備えた医療の確保に取り組む。

- ① 都道府県等は、全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、マニュアルを示すなどしてその作成の支援に努める。

（健康福祉部）

- ② 都道府県等は、地域の実情に応じ、指定（地方）公共機関を含む感染症指定医療機関等のほか、指定（地方）公共機関である医療機関（独立行政法人国立病院機構の病院、日本赤十字病院、独立行政法人労働者健康安全機構の病院等）又は公的医療機関等（大学附属病院、公立病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院等）で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努める。

（健康福祉部）

- ③ 県は、保健所設置市の協力を得ながら、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等を把握する。

（健康福祉部）

- ④ 県は、入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設等³¹で医療を提供することについて検討する。

（健康福祉部）

- ⑤ 都道府県等は、地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。

（健康福祉部）

³¹ 特措法第48条第2項に基づき、都道府県知事は、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、措置の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

- ⑥ 都道府県等は、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。
(健康福祉部)
- ⑦ 都道府県等は、新型インフルエンザ等の診療を行わないこととする医療機関へ、その他の疾患の入院患者の受入等、新型インフルエンザ等患者の診察を行う医療機関への支援を行うよう要請する。
(健康福祉部)
- ⑧ 都道府県等は、医療機関に対し、患者対応マニュアルを作成するなど、地域の医療機関等と連携しながら、新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を要請する。
(健康福祉部)
- ⑨ 都道府県等は、県内感染期においても救急機能を維持するための方策について検討を進める。また、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための个人防护具の備蓄を進めるよう各消防本部に要請するとともに、必要な支援を行う。
(総務部)

(5)-3 医療対応マニュアルの策定、研修等

- ① 県は、国の策定する手引きをもとに、新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関する『医療対応マニュアル』の策定を行い、医療機関に周知する。
(健康福祉部)
- ② 県は、国、市町村、医療機関等と連携しながら、相互に医療従事者等に対し、県内発生を想定した研修や訓練を行う。
(健康福祉部)

(5)-4 医療資器材の整備

都道府県等は、必要となる医療資器材（个人防护具、人工呼吸器等）をあらかじめ備蓄・整備する。都道府県等は、医療機関において、必要な医療資器材や増床の余地に関して調査を行った上、十分な量を確保するよう要請する。
(健康福祉部)

(5)-5 検査体制の整備

県は、衛生環境研究所における新型インフルエンザ等に対するPCR検査等を実施する体制を整備する。
(健康福祉部)

(5)-6 患者等への対応の準備

- ① 県は、発生時における実務について、保健福祉事務所（保健所）が中心となり、各地域で協力体制を構築しておく。
（各保健福祉事務所）
- ② 県は、保健福祉事務所職員等を対象に疫学調査等、発生時の実務についての研修を実施する。
（健康福祉部）

(5)-7 医療機関等への情報提供体制の整備

県は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供するための体制を整備する。
（健康福祉部）

(5)-8 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

- ① 県は、国の計画に基づき、全り患者（被害想定において県人口の25%が罹患すると想定）の治療その他の医療対応に必要な量を目標として、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄する。
（健康福祉部）
- ② 県は、新たな抗インフルエンザウイルス薬について、薬剤耐性ウイルスの発生状況等の情報収集を行い、全体の備蓄割合を検討する。
（健康福祉部）

(5)-9 抗インフルエンザウイルス薬の流通体制の整備

- ① 県は、抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を踏まえ、新型インフルエンザ等発生時に円滑に供給される体制を構築するとともに、医療機関や薬局、医薬品の卸売販売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正流通を指導する。
（健康福祉部）
- ② 県は、県備蓄分の市場放出方法について、『行政備蓄用抗インフルエンザウイルス薬の市場放出手順』を策定する。
（健康福祉部）

(6) 国民生活及び国民経済の安定の確保

(6)-1 県の業務継続マニュアルの策定

県は、発生時に備え、県の業務継続のため、『業務継続マニュアル』を策定する。
（各部局）

(6)-2 市町村の対策への支援

県は、市町村の対策の準備状況を確認し、必要に応じて、市町村行動計画の作成などについて、体制整備の支援を行う。

(各行政県税事務所)

(6)-3 業務計画等の策定

- ① 県は、指定地方公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等、十分な事前の準備を行うよう求めるとともに、業務計画の策定等を支援し、その状況を確認する。

(各部局)

- ② 県は、登録事業者及び一般の事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策や、事業継続に不可欠な重要業務への重点化について計画を策定する等、十分な事前の準備を行うよう要請する。

(各部局)

(6)-4 物資供給の要請等

県は、国と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売、運送を行う事業者である指定（地方）公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請する。

(各部局)

(6)-5 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

県は、市町村に対し、県内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておくよう要請する。

(健康福祉部)

(6)-6 火葬能力等の把握

県は、国及び市町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

(健康福祉部)

(6)-7 物資及び資材の備蓄等

国、県、市町村及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備等する。

(各部局)

海外発生期
予想される状況
<ul style="list-style-type: none"> ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。 ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。 ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。
対策の目標
<ol style="list-style-type: none"> 1) 県（国）内発生に備えて体制の整備を行う。 2) 県（国）内発生の早期発見に努める。
対策の考え方
<ol style="list-style-type: none"> 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 2) 対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 3) 県内発生を早期に発見できるようサーベイランス・情報収集体制を強化する。 4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、市町村、医療機関、事業者、県民に準備を促す。 5) 医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、国民生活及び国民経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチン、パンデミックワクチンの接種体制整備等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) 実施体制

(1)-1 組織体制

- ① 県は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行う。
- ② 県は、必要に応じ、幹事会、有識者会議を開催し、今後の対策・措置や具体的な取組みを準備する。
- ③ 県は、国がWHOによる新型インフルエンザのフェーズ4の宣言若しくはそれに相当する公表又は急速にまん延するおそれのある新感染症の発生の公表を行ったこと等を受け、新型インフルエンザ等が発生した旨を公表し、内閣総理大臣を本部長とする政府対策本部を設置した場合には、知事を本部長とする新型インフルエンザ等対策本部を設置する。
- ④ 県は、国の基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施する。

- ⑤ 県は、健康福祉部職員を中心とし、全庁職員による新型インフルエンザ等対策本部事務局（以下「事務局」という。）を設置する。
- ⑥ 県は、各地域に現地対策本部を設置する。現地対策本部会議を開催し、地域における対策のために必要な体制整備を行う。
（各行政県税事務所）
- ⑦ 都道府県等は、地域対策会議等を開催し、地域における医療体制確保のための具体的な取組を準備・実施する。
（各保健福祉事務所）

(2) サーベイランス・情報収集

(2)-1 情報収集等

県は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況について、国等を通じて必要な情報を収集する。

（健康福祉部）

- ・ 病原体に関する情報
- ・ 疫学情報（症状、症例定義、致命率等）
- ・ 治療法に関する情報（抗インフルエンザウイルス薬の有効性等）

(2)-2 サーベイランスの強化等

① 都道府県等は、引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。

（健康福祉部）

② 都道府県等は、県内における新型インフルエンザ等の患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の患者の臨床像等の特徴を把握するため、全ての医師に新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む。）を診察した場合の届出を求め、全数把握を開始する。

（健康福祉部）

③ 都道府県等は、感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。

（総務部、こども未来部、健康福祉部、教育委員会）

④ 県は、引き続き、鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集に努め、関係部局等の連携の下、得られた情報の共有・集約化を図る。

（健康福祉部、農政部、環境森林部）

(2)-3 調査研究

県は、必要に応じ、国の行う調査研究へ協力する。

（健康福祉部）

(3) 情報提供・共有**(3)-1 情報提供**

① 県は、県民に対して、海外での発生状況、現在の対策、県内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、ホームページ等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。

(総務部、健康福祉部)

② 県は、特に、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛等のまん延防止対策についての情報を適切に提供する。

(総務部、こども未来部、健康福祉部)

③ 県は、広報担当者を中心として、情報の集約、整理及び一元的な発信並びに各対象への窓口業務の一本化を実施する。

(総務部、健康福祉部)

(3)-2 情報共有

① 県は、国が設置する問い合わせ窓口や、市町村や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

(健康福祉部)

② 県は、市町村、医師会等の関係機関に関し、適宜、新型インフルエンザ等対策に関する情報提供や情報交換・共有、協議を行い、必要に応じて説明会を開催する。

(健康福祉部)

(3)-3 コールセンター（新型インフルエンザ等電話相談）の設置

① 県は、県民からの相談に応じるため、県のコールセンター（新型インフルエンザ等電話相談）を設置する。また、業務が円滑に実施できるよう必要に応じ外部委託等を行う。

(健康福祉部)

② 県は、国の作成するQ&A等を配布した上、他の公衆衛生業務に支障を来さないように、市町村に対して住民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター（新型インフルエンザ等電話相談）を設置し、適切な情報提供を行うよう要請する。

(健康福祉部)

- ③ 県は、県民からコールセンター（新型インフルエンザ等電話相談）等に寄せられる問い合わせ、国・市町村や関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、県民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。

（健康福祉部）

(3)-4 医療機関相談窓口の設置

県は、医師会等との連携のもとに、医療機関からの相談に対応する窓口を設置する。

（健康福祉部）

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 県内でのまん延防止対策の準備

都道府県等は、国と相互に連携し、県内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、以下の対策を講じる。

（健康福祉部）

- ・ 感染症法に基づく、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進めること。
- ・ 検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用すること。
- ・ 国の対応に合わせ、PCR等の検査体制を速やかに整備する。

(4)-2 渡航に関する注意喚起等

県は、事業者に対し、必要に応じ、発生国への渡航を避けるよう要請する。

（各部局）

(4)-3 予防接種

(4)-3-1 ワクチンの供給

県は、国の要請に基づき、県内において、ワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。

（健康福祉部）

(4)-3-2 接種体制

（特定接種）

- ① 県及び市町村は、国と連携し、基本的対処方針を踏まえ、登録事業者に対する特定接種の実施に協力する。

（健康福祉部）

- ② 県及び市町村は、国と連携し、地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。
(健康福祉部)

(住民接種)

県は、県民が速やかに接種できるよう、市町村に対し、集団的な接種を行うことを基本として、事前に市町村行動計画で定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進めるよう要請する。
(健康福祉部)

(4)-3-3 情報提供

県は、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。
(健康福祉部)

(4)-3-4 モニタリング

県は、特定接種を実施した場合、国が行う接種実施モニタリングに協力する。
(健康福祉部)

(5) 医療

(5)-1 新型インフルエンザ等の症例定義

県は、国から示された新型インフルエンザ等の症例定義を関係機関に周知する。修正の都度、随時周知する。
(健康福祉部)

(5)-2 医療体制の整備

都道府県等は、国からの要請を受け、以下の対応を図る。

- ① 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等に罹患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行う。そのため帰国者・接触者外来を整備する。
(健康福祉部)
- ② 帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、地域医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。
(健康福祉部)

- ③ 帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健福祉事務所（保健所）に連絡するよう要請する。

（健康福祉部）

- ④ 新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を衛生環境研究所において、亜型等の同定を行い、国立感染症研究所は、それを確認する。

（健康福祉部）

(5)-3 帰国者・接触者電話相談センターの設置

都道府県等は、国からの要請を受け、以下の対応を図る。

- ① 帰国者・接触者電話相談センターを保健所に設置する。

（健康福祉部）

- ② 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者電話相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

（健康福祉部）

(5)-4 医療機関等への情報提供

県は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

（健康福祉部）

(5)-5 検査体制の整備

県は、衛生環境研究所において、国の技術的支援を受け、新型インフルエンザ等に対するPCR等の検査体制を確立する。

（健康福祉部）

(5)-6 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等

- ① 県は、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握及び市場放出準備を行う。

（健康福祉部）

- ② 都道府県等は、国と連携し、医療機関に対し、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。

（健康福祉部）

- ③ 県は、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を医薬品販売業者に指導する。

（健康福祉部）

(6) 国民生活及び国民経済の安定の確保

(6)-1 県の業務継続

県は、県内発生時に備え、業務継続のための準備を開始する。
(各部局)

(6)-2 市町村の対策への支援

県は、市町村の対策の準備状況を確認し、必要に応じて具体的な支援や、実施に向けた準備を開始する。
(各行政県税事務所)

(6)-3 事業者の対応

- ① 県は、県内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するための準備を行うよう要請する。
(各部局)
- ② 指定（地方）公共機関等は、その業務計画を踏まえ、国及び県と連携し、事業継続に向けた準備を行う。また、県は、登録事業者に対し、事業継続に向けた必要な準備等を行うよう周知する。
(各部局)

(6)-4 遺体の火葬・安置

県は、市町村に対し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行うことを要請する。
(健康福祉部)